○東北地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月一日

路線名	供用開始の区間
七号	秋田市飯島道東三丁目二三三番四から同市飯島字堀川六〇番二まで

東北地方整備局長　徳山日出男

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月一日

○中部地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月一日

路線名	供用開始の区間
一号	藤枝市谷稲葉字柳坪二四二番一から同市谷稲葉字蛭ヶ谷五五二番一まで

中部地方整備局長　足立　敏之

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月一日

○中国地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月一日

路線名	供用開始の区間
九号	山口市小郡下郷字岡ノ原北二一八三番三から同市小郡花園町七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

中国地方整備局長　福田　功

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月一日

○四国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月一日

㈠	道路の種類　一般国道
㈡	路線名　五十六号及び百九十七号
㈢	道路の区域

区間	変更前	変更後	別
土佐市家俊字三郎五四三番一から同市家俊字三郎五四三番一地先まで	一一・九七～一四・一二	一〇・〇一一	メートル
	一一・〇三～一三・〇五	一〇・〇一一	キロメートル

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月一日

路線名	供用開始の区間
五十六号及び百九十七号	土佐市家俊字三郎五四三番一から同市家俊字大石一〇三九番一まで

四国地方整備局長　川﨑　正彦

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月一日

国会事項

衆議院

内閣総理大臣指名奏上及び通知

八月三十日国会は衆議院議員野田佳彦を内閣総理大臣に指名したことを奏上し、その旨参議院に通知した。

内閣総理大臣指名通知及び通知書受領

八月三十日本院は衆議院議員野田佳彦を内閣総理大臣に指名し、その旨参議院に通知した。

又同日西岡参議院議長から横路議長宛、参議院は衆議院議員野田佳彦を内閣総理大臣に指名した旨の通知書を受領した。

通知書受領

八月三十日、菅内閣総理大臣から横路議長宛、次の通知書を受領した。

内閣閣第一八〇号

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

衆議院議長　横路　孝弘殿

内閣は、本日、総辞職することに決定いたしましたから、国会法第六十四条によって、この旨通知いたします。

報告書受領

八月三十日長尾国立国会図書館長から横路議長宛、平成二十二年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

答弁書受領

八月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員佐藤ゆうこ提出特別養護老人ホームに関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出全国の学校におけるいじめ増加に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出ビザなし交流に参加する人物の選定等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出北方領土におけるロシア国旗掲揚に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松木けんこう提出株式会社整理回収機構の債権回収に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松木けんこう提出上場企業の倒産処理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出特定避難勧奨地点を巡る指定基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河井克行提出江田五月法務大臣の死刑執行命令書への署名拒否に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する第三回質問に対する答弁書

会議

八月三十一日（水曜日）　午後一時　本会議

参議院

議事日程　第三十七号

平成二十三年八月三十日（火曜日）
午後一時三十分　本会議

第一　内閣総理大臣の指名

会議

八月三十一日（水曜日）午前十一時三十分　本会議

内閣総理大臣の指名及び通知

八月三十日本院は衆議院議員野田佳彦を内閣総理大臣に指名し、その旨衆議院に通知した。

通知書受領

八月三十日衆議院から、同院は衆議院議員野田佳彦を内閣総理大臣に指名した旨の通知書を受領した。

また、同日衆議院議長から、国会は衆議院議員野田佳彦を内閣総理大臣に指名したことを奏上した旨の通知書を受領した。

議案提出

八月三十日議員から次の議案が提出された。

国会法の一部を改正する法律案（松田公太発議）
（参第二四号）

議案付託

八月三十日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（鶴保庸介外二名発議）（参第二三号）
　農林水産委員会に付託

原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案（松田公太発議）（参第一〇号）
　経済産業委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第二一号）
　外交防衛委員会に付託